

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議

国際社会の懸命の努力にもかかわらず、2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、ウクライナ国民が有する戦争による恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法の明確な違反であり、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

また、プーチン大統領が核使用を前提とするかのような発言をしているのは言語道断であり、本市の掲げる「核兵器廃絶平和都市宣言」と到底相入れず、強く非難する。

よって、本市議会は、政府において、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会とも連携し、速やかな平和の実現のため、ロシアに対する制裁、軍の即時撤収、ウクライナに対する人道支援を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を行うことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

習 志 野 市 議 会